

大阪個室ビデオ店放火事件 – 西日本防災システム

1

2008年大阪で放火により16人が亡くなり9人が負傷するという放火事件がありましたね。
忘れないために 簡単にまとめて振返ります。

2008年10月1日午前3時頃難波駅前商店街の雑居ビル1階の個室ビデオ店から出火。
鎮火までに1時間40分を要し、出火時26人の客と3人の従業員が居たが、16人が一酸化炭素中毒で亡くなり、10人が重軽傷を負いました。当初はタバコの不始末による失火とみられていましたが、24日に火元の部屋を使用していた46歳の男性が現住建造物等放火の容疑で逮捕されました。

警察の調べによりますと、数日前に知り合った人物に連れられてこの店に午前1時半頃来店し、「生きて行くのが嫌になり店内のティッシュペーパーに火をつけ、持参していた衣料品や新聞紙が入ったバッグに燃え移らせたことが明らかなようです。この火が延焼し店内の火災へと移行したものです。

2011年7月26日大阪高裁は死刑判決を下し、翌日上告したようです。

事件後明らかになった様々な問題

- 1 火災発生時 店員による初期消火活動や避難誘導が全くなかった。
- 2 個室ブースへの出入り口が1箇所のみだった。
- 3 狭い通路内にジュースの段ボール箱などが多く積み上げられ通りにくい状態であった。
- 4 自動火災報知設備が作動しベルが鳴り始めたが、このビルの防火管理者である管理人が誤報だとしてベルを止めたことも明らかになりました。

もちろん放火する行為が憎むべき犯罪なのですが、1-4の問題点が無ければ

お亡くなりになったかたの数が少なくなった可能性はありますよね。

ビデオ店経営者、ビル所有者については大阪府警捜査1課が、業務上過失致死傷容疑での立件を見送りました。

- ★ 同日は皮肉にも、個室ビデオ店舗などに自動火災報知器の設置を義務付ける消防法の施行当日で、この事件を受けて全国で個室ビデオやカラオケボックスなどに対する緊急立ち入り調査が行われ、その結果、多くの店舗で報知器や消火器の未設置など、消防法違反や防火体制の不備が確認されたそうです。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 